

## 被保険者証が一斉更新されます

現在使用中の国民健康保険者証は**9月30日**で有効期限が切れます。  
9月中旬に新しい被保険者証をお送りします。

被保険者証は1人に1枚交付されます。被保険者全員分の保険証を世帯主宛に簡易書留で郵送しますので確認してください。

ただし、短期保険者証または資格証明書の人は、直接住民課まで取りにきていただく場合があります。

記載されている氏名・生年月日・住所などに間違いがないか確認してください。

職場の健康保険に加入した場合は、国民健康保険脱退の手続きが必要です。職場の健康保険証と国民健康保険被保険者証、印鑑を持参し、住民課または富来支所総合窓口で手続きをお願いします。

有効期限の切れた古い被保険者証は、住民課または富来支所総合窓口までお持ちいただくか、ご自身で廃棄処分してください。

### 被保険者証裏面について

「臓器提供意思表示欄」を設けてあります。臓器提供の意思を示す人は、内容をよく読んで「署名年月日」「本人署名」「家族署名」欄に記入してください。

【お問い合わせ先】

住民課 国民健康保険担当

☎ 32・9121

### 新しい保険証 表面

国民健康保険 被保険者証	有効期限 平成 25 年 9 月 30 日
記号・番号 50019999	
被保険者 氏名	志賀 太郎
性別	男
生年月日	昭和 20 年 10 月 1 日
住所	志賀町末吉千古 100 番地
世帯主氏名	志賀 太郎
取得年月日	平成 12 年 12 月 1 日
交付年月日	平成 24 年 10 月 1 日
保険者番号	170720

※新しい保険証の色は「薄緑色」です

### 裏面

注意事項 志賀町役場住民課 TEL 0767-32-9121

- 保険医療機関等で診療を受けようとするときは、この証を窓口に表示してください。なお、高齢受給者証の適用を受けることができる方は、この証に高齢受給者証を添えて提示してください。
- 他の健康保険への加入等で被保険者の資格がなくなったとき等は、14日以内に届け出てください。
- 不正にこの証を使用した者は、刑法により詐欺罪として懲役の処分を受けます。※特別の事情がないのに保険税を滞納した場合、この証を返還していただくことがあります。

※以下の欄に記入することにより、臓器提供に関する意思表示をすることができます。記入する場合は、1から3までのいずれかの番号を○で囲んでください。

- 私は、脳死後及び心臓が停止した死後のいずれでも、移植の為に臓器を提供します。
- 私は、心臓が停止した死後に限り、移植の為に臓器を提供します。
- 私は、臓器を提供しません。

(1又は2を選んだ方で、提供したくない臓器があれば、×をつけてください。)  
【 心臓・肺・肝臓・腎臓・膵臓・小腸・眼球 】

〔特記欄：〕  
署名年月日： 年 月 日  
本人署名(自筆)： 家族署名(自筆)：

### 「ジェネリック医薬品」希望カードの

### 同封について

「ジェネリック医薬品」とは、新薬（先発医薬品）の特許が切れてから発売された「後発医薬品」のことで、新薬と同じ成分、同じ効能・効果をもつものです。開発費が安いため薬代を安く抑えることができます。

ジェネリック医薬品を使用したい場合は、病院での診療中や調剤薬局で「ジェネリック医薬品希望カード」を見せてください。

※ジェネリック医薬品は、有効成分が同じでもメーカーごとに微妙な違いがありますので、医師や薬剤師に相談し、違和感がたら新薬に戻すことをお勧めします。

40～74歳の志賀町国民健康保険被保険者の人へ

## 特定健康診査はもう受けられましたか？

～ 年1回は受診し、自分の健康を確認しましょう ～

内臓脂肪の蓄積による生活習慣病を未然に防ぐための「特定健康診査」の受診期限が近づいています。

**急いでください！**

町内医療機関での健診実施期間は、**9月29日(土)**までです。

※対象者には、5月中旬に特定健康診査受診券をお送りしています。紛失された人は、再発行しますので住民課または保健福祉センターまでご連絡ください。

### 〈優良家庭報償事業のご案内〉

志賀町国民健康保険では、毎年、国民健康保険の加入世帯で国民健康保険税を完納していて、当該年度に医療機関の受診がない世帯に記念品を授与しています。

特定健康診査を受けていること、ならびに受診結果に「要医療」と判定されていないことが必要要件に加わりますのでご注意ください。

【お問い合わせ先】 保健福祉センター ☎ 32-0339 住民課 ☎ 32-9121

## 第8回 志賀町健康フェア 2012

入場無料

■テーマ 「食育を通じて健康でいきいきと安心して暮らせる町」

■日時 9月30日(日) 9時30分～15時

■会場 志賀町保健福祉センター・文化ホール

健康講演会 10時～12時 (文化ホール・大ホール)

演題 「食育から健康を探る  
～マスコミでは語れない食のウソ・ホント～」

講師：加藤 秀夫氏  
(県立広島大学 健康科学科 教授)

身近にある物を使っての実験や全員参加のクイズを行うといったユニークな講演会となっています。皆さんお誘い合わせの上、是非ご参加ください。

★ご来場の方に★  
昼食引換券プレゼント

サザエご飯 &  
野菜たっぷり味噌汁

(先着300名様)

★12時～ 昼食提供★

～午後の部も催し物がたくさん!!～  
12時45分～15時(保健福祉センター)

手作り広場、各種団体等による展示・販売、  
歯科相談、フッ素塗布(園児・児童対象)  
など、様々な催し物を準備しています♪

## 家屋の新增築・取壊しの届出について

☎税務課 固定資産税担当 ☎32-9141 FAX32-0288

家屋の固定資産税は、毎年1月1日現在に建っている建物に課税されます。

税務課では、町内の新增築家屋や取り壊し家屋の把握に努めていますが、適切な課税を行うためにも、次のようなときは、税務課固定資産税担当まで届け出をお願いします。

### ●新築・増築をしたとき

税務課職員が伺い、家屋評価をします。この評価は、固定資産税の基礎となる評価額を算出するために行います。評価は、完成後順次行う予定ですが、入居前に評価を希望する人は、完成後、早めに連絡してください。都合の良い日を相談の上、伺います。

### ●取壊しをしたとき

家屋の一部または全部を取り壊したり、年内に取り壊す予定のある人は、「家屋滅失届」を提出してください。取り壊した建物については、届け出があれば翌年度から固定資産税が課税されませんが、届け出がないと課税されてしまうことがありますので、早めに連絡してください。

この届出は登記とは関係ありませんので、登記されている家屋の場合は、別途、自分で滅失登記をしてください。

### ●未登記家屋の所有者を変更したとき

登記されていない家屋の所有者を変更したときは、「未登記家屋の所有者変更届」を提出してください。

この手続きをしないと、翌年度以降も前の所有者に課税されてしまいますので、忘れずに届け出をしてください。この届け出は登記とは関係ありません。

## 水道メーター器無料交換のお知らせ

☎上下水道課 ☎32-9241

計量法の定めにより使用期間が7年を経過した水道メーター器の無料交換作業を富来地域の次の地区を対象に9月から12月までの期間に順次行います。

〈交換の対象となる地区〉

富来地頭町、富来領家町の一部

富来高田、貝田、大西、江添、田中、和田、今田、広地、栢木、稲敷、大福寺、西海久喜のほぼ全域

メーター器を交換する家へは事前に委託業者が交換予定日を案内した文書を配布します。約10分程度の断水にご協力をお願いします。

作業を行う前には在宅の確認をしますが、不在の場合でも交換し、終了後に「交換完了のお知らせ」を玄関先に入れておきます。

作業完了後には、水道管に空気が混ざって水が白く濁る場合もありますので、しばらく出してからきれいになるのを確認してから使用してください。

## 水道メーターの検針にご協力を！

☎上下水道課 ☎32-9241

水道の検針は、1カ月に一度伺い、使用した水量を「使用水量のお知らせ」票でお知らせしています。検針で使用水量を把握するため、メーターをいつも見やすい状態にしておいてください。



①メーターボックスの上に駐車したり、物を置いたりしないでください。

メーターボックスのまわりの除草をお願いします。

②犬は、出入り口やメーターボックスから遠く離してつないでください。



これらの様子は、親やその家庭の SOS かもしれません。「心配だな」と思ったら、一人で悩まずに相談しましょう。

- ・いつも子どもの泣き叫ぶ声や、親の怒鳴り声がする。
- ・室内やベランダなどにゴミが散乱していたり、異臭がする。
- ・子どもがケガをしたり、病気になることも医者に診せようとしません。
- ・乳幼児を置き去りにして長時間外出する。
- ・子どもが泣いていても、抱いたり、あやしたりせず、無関心。

子ども虐待に早く気づくためには、小さなサインも見逃さないことが大切です。

虐待かも・・・  
家庭・親の様子

志賀町要保護児童  
対策地域協議会だより

## 「全国一斉！法務局休日相談所」の開設

☎金沢地方法務局総務課 ☎076-292-7812 金沢地方法務局小松支局総務課 ☎0761-22-6300  
金沢地方法務局七尾支局総務係 ☎0767-53-1721

法務局職員、公証人、司法書士、土地家屋調査士、人権擁護委員が登記・戸籍・国籍・供託・人権などに関する相談に応じます。

相談は無料です。予約可能(予約は、9月21日(金)まで)。相談内容の秘密は厳守します。お気軽にご利用ください。

【日 時】 9月23日(日) 10時から16時まで

【開催場所】 1 金沢地方法務局(金沢新神田合同庁舎内) 金沢市新神田四丁目3番10号  
2 金沢地方法務局小松支局(小松日の出合同庁舎内) 小松市日の出町一丁目120番地  
3 金沢地方法務局七尾支局(七尾西湊合同庁舎内) 七尾市小島町大開地3番地7

【相談内容】 ・登記(相続・遺言・売買・土地境界・会社など)  
・人権(近隣関係・子どもの人権問題など)  
・戸籍国籍(婚姻・養子縁組・成年後見・帰化など)  
・供託(給与の差押・家賃のトラブルなど)

## ひきこもり家族教室

☎能登中部保健福祉センター ☎0767-53-2482

対象：おおむね思春期～30歳代のひきこもりの人の家族

日 時	会 場	内 容
9月12日(水) 14:00～15:30 申込締切：9月5日まで	能登中部 保健福祉センター	▶講義「ひきこもりについて」(14:00～15:00) 講師・助言 ころの健康センター次長 角田雅彦 医師
10月10日(水) 14:00～15:30 申込締切：10月3日まで	羽咋地域センター	▶家族交流会(15:00～15:30) ※両会場とも、講義内容は同じです。
9月26日(水) 14:00～15:30 申込締切：9月19日まで	能登中部 保健福祉センター	▶講義「家族の対応について」(14:00～14:30) 講師・助言 ひきこもりKHJ北陸会前会長
10月24日(水) 14:00～15:30 申込締切：10月17日まで	羽咋地域センター	▶家族交流会(14:30～15:30) ※両会場とも、講義内容は同じです。

「こんにちは」

地域包括支援センターです」

★地域包括支援センターでは、介護や健康、福祉のことなどの相談窓口を開設しています。

【相談例①】83歳の男性 3カ月前に脳梗塞で入院

半身麻痺の後遺症で退院後自宅での生活に不安があり、同居の妻から「私も腰痛があつて自宅で夫を入浴させるのは困難です」と相談。

【対応】

介護保険を申請。本人が少しでも自立した生活が送れるように、退院後すぐに通所サービスを利用して機能訓練を行い、入浴の世話が受けられるなどの介護保険サービスが利用できるよう調整した。

【相談例②】85歳の女性 独居

「今までは何とか家事をしていたが、徐々に物忘れがでて、鍋を焦がすことが増えたので心配だ」と奥外の娘から相談。

【対応】

本人は物忘れを自覚。高血圧の治療を中断していたため、治療をきちんと行い、物忘れについても医師に相談するよう勧める。火の消し忘れは、調理用具で予防できないか娘さんと交えて相談。地域で開催されている「そくさい会」や「認知症予防教室」への参加を勧め、認知症を進行させない生活について話し合った。

★地域包括支援センターは、皆さんが、住み慣れた地域でいつまでも生活できるように願っています。

【お問い合わせ先】

健康福祉課(地域包括支援センター) ☎32-9132